施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市中洋供用会館		
施設の別	f在地	青木町二丁目1-16		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
指定管理者	名称	山	公募、非公募の別	非公募
相及官理有 	石 柳	中洋地区自治会協議会 	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ778人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市牛野谷供用会館		
施設の別	f在地	牛野谷町二丁目24-4		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
指定管理者	夕折	人取公地区立公 全体会协議会	公募、非公募の別	非公募
相及官理有 	f│ 名称 │牛野谷地区自治会連合協議会		利用料金制導入の有無	なし
相応官理有が行う ・		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関す・ ・防火管理に関する業務	る業務	
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

仕様書等に定める業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等、イベント等の状況

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ4,733人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市三笠供用会館		
施設の別	f在地	三笠町三丁目7-1		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
北中無理者	夕折	一条叶二十日白公人	公募、非公募の別	非公募
指定管理者	名称	三笠町三丁目自治会 	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ3,400人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市南岩国供用会館		
施設の別	f在地	南岩国町一丁目25-37		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
北中年四老	AT III	丰工业 点公众	公募、非公募の別	非公募
指定管理者	名称 南天地自治会 		利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ3,974人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市山手供用会館		
施設の別	f在地	山手町三丁目2-23		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
北中年四字	夕折	山毛供田合約軍党委員会	公募、非公募の別	非公募
指定管理者	名称	山手供用会館運営委員会 	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ1,984人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称 岩国市堀川供用会館				
施設の所	f在地	中津町一丁目12-34		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
指定管理者	名称	堀川供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
拍处官垤有	石 柳	加川供用云郎建呂安貝云 	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

仕様書等に定める業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等、イベント等の状況

- ·岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ1,340人

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称 岩国市室の木東供用会館				
施設の所	f在地	立石町四丁目7-60		
施設の設	置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設	置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に	供し、もって福祉の増進を図る。	
指定管理者	名称	むつみ自治会	公募、非公募の別	非公募
相及官 <u></u> 连有	右 柳	ひつか日/1元	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務 ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務				
指定の期間 令		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

- ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料
- ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収
- ・年間利用者数 のべ2,129人

施設所管課: 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		港町集会所		
施設の別	f在地	岩国市由宇町港一丁目15番23号		
施設の設	置条例	岩国市集会所条例		
施設の設	置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な	近隣社会の建設とその発展に習	寄与する。
北中無理者	夕折	港町白公 会	公募、非公募の別	非公募
指定管理者	名称	港町自治会 	利用料金制導入の有無	あり
①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 主な業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

TIL	田者数等の状態	
+ 11		-

利用件数:延べ54件、利用者数:延べ385人

施設所管課: 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		横道集会所		
施設の別	f在地	岩国市由宇町3415番地4		
施設の設	置条例	岩国市集会所条例		
施設の設	置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な	:近隣社会の建設とその発展に	寄与する。
指定管理者	里者 名称 横道自治会 -		公募、非公募の別	非公募
相 化 目 垤 伯			利用料金制導入の有無	あり
①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 主な業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況

基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

TIL	田者数等の状態	
+ 11		-

利用件数:延べ20件、利用者数:延べ665人

施設所管課: 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		上北集会所		
施設の別	f在地	岩国市由宇町西三丁目15番5号		
施設の設	置条例	岩国市集会所条例		
施設の設	置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な	近隣社会の建設とその発展に習	寄与する。
指定管理者	名称	上北自治会	公募、非公募の別	非公募
相及官理有 	一	工业自有云	利用料金制導入の有無	あり
①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務				
指定の期間		令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

仕様書等に定める業務の実施状況

基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等、イベント等の状況

利用件数:延べ88件、利用者数:延べ719人